

議案第78号

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 2月19日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「介護予防サービス事業を」を「介護予防サービス事業又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下この号において「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第2

項に規定する介護予防訪問介護（以下「介護予防訪問介護」という。）若しくは同条第7項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）を行う事業を」に改め、同条第2号中「法」を「介護予防サービス費（法）に改め、「介護予防サービス費」の次に「及び旧法第53条第1項に規定する介護予防サービス費（介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3号中「定める基準」の次に「及び旧法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係るものに限る。）」を加え、同条第4号中「係る指定介護予防サービス」の次に「（旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を含む。以下同じ。）」を加える。

第5条中「指定介護予防サービス」を「旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス」に改める。

第6条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」を「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3項の規定によりなお効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧基準省令」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務

が効率的に行われている場合にあつては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第87条第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、同条中第13号を第14号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第128条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。

第97条中「指定介護予防サービス」を「旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス」に改める。

第100条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第101条第4項中「基準省令」を「旧基準省令」に改める。

第107条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第107条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者、関係する市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、第100条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第108条第2項第6号中「次条において準用する第37条第2項」を「前条第2項」に改める。

第109条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に改める。

第117条中「から第38条まで」を「、第38条」に改める。

第128条第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第87条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。

第138条第3項第3号中「基準省令」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「基準省令」という。）」に改める。

第142条に次の1項を加える。

- 2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができる。

第168条中「をいう。）」の次に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第174条中「前項」との次に「、第142条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第205条第1項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改め、同条第3項を削る。

第206条第1項第2号ア中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3人又はその端数を増すごとに1人及び利用者のうち同項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第2項第2号ア中「利用者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び」を削り、「利用者の数」の次に「及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者のうち同項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上」を削る。

第211条を次のように改める。

第211条 削除

第219条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第228条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第235条第2項中「受託介護予防サービス事業者は」の次に「、指定居宅サービス事業者」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「指定地域密着型介護予防サービス事業者」の次に「又は指定事業者」を加え、同条第3項中「種

類は」の次に「、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」を、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の次に「並びに第1号訪問事業（指定事業者が行うものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び第1号通所介護事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同条第4項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス
- (2) 指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護又は指定第1号通所事業に係るサービス
- (3) 指定介護予防訪問看護

第236条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第240条中「第8条の2第12項」を「第8条の2第10項」に改める。

第246条の見出し中「確保」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研さんに励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

第254条の見出し中「介護予防福祉用具計画」を「介護予防福祉用具貸与計画」に改める。

第257条中「第8条の2第13項」を「第8条の2第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業所の設備を利用して夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合にそのサービス内容を届け出ることとすること、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた場合に利用定員を超えて指定介護予防短期入所生活介護を行えることとすること等のため、この条例を制定するものである。